第３回川口市立小中学校在り方審議会
配付資料４

参　考　資　料

１　令和７年度　市内小中学校の学校規模（５月１日現在）　・・・　１
（１）小学校
（２）中学校

２　令和７年度　住所における基本学区　・・・　３
（１）小学校
（２）中学校

３　一貫型小学校・中学校及び義務教育学校の設置イメージ（例）　・・・　４

４　適正規模適正配置の対象となる学校（地域）のイメージ（例）　・・・　５

５　小中学校適正規模適正配置基本方針（改定版）　・・・　６
（令和２年３月　川口市教育委員会）

１　令和７年度　市内小中学校の学校規模（５月１日現在）

（１）　小学校

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	３１学級以上	０校	
●大規模校	２５～３０学級	８校	中居小、本町小、安行小、十二月田小、 木曽呂小、戸塚南小、青木中央小、安行東小
適正規模校	１２～２４学級	３８校	
●小規模校	７～１１学級	４校	領家小、東領家小、東本郷小、芝樋ノ爪小
●過小規模校	６学級以下	２校	神根東小、朝日西小

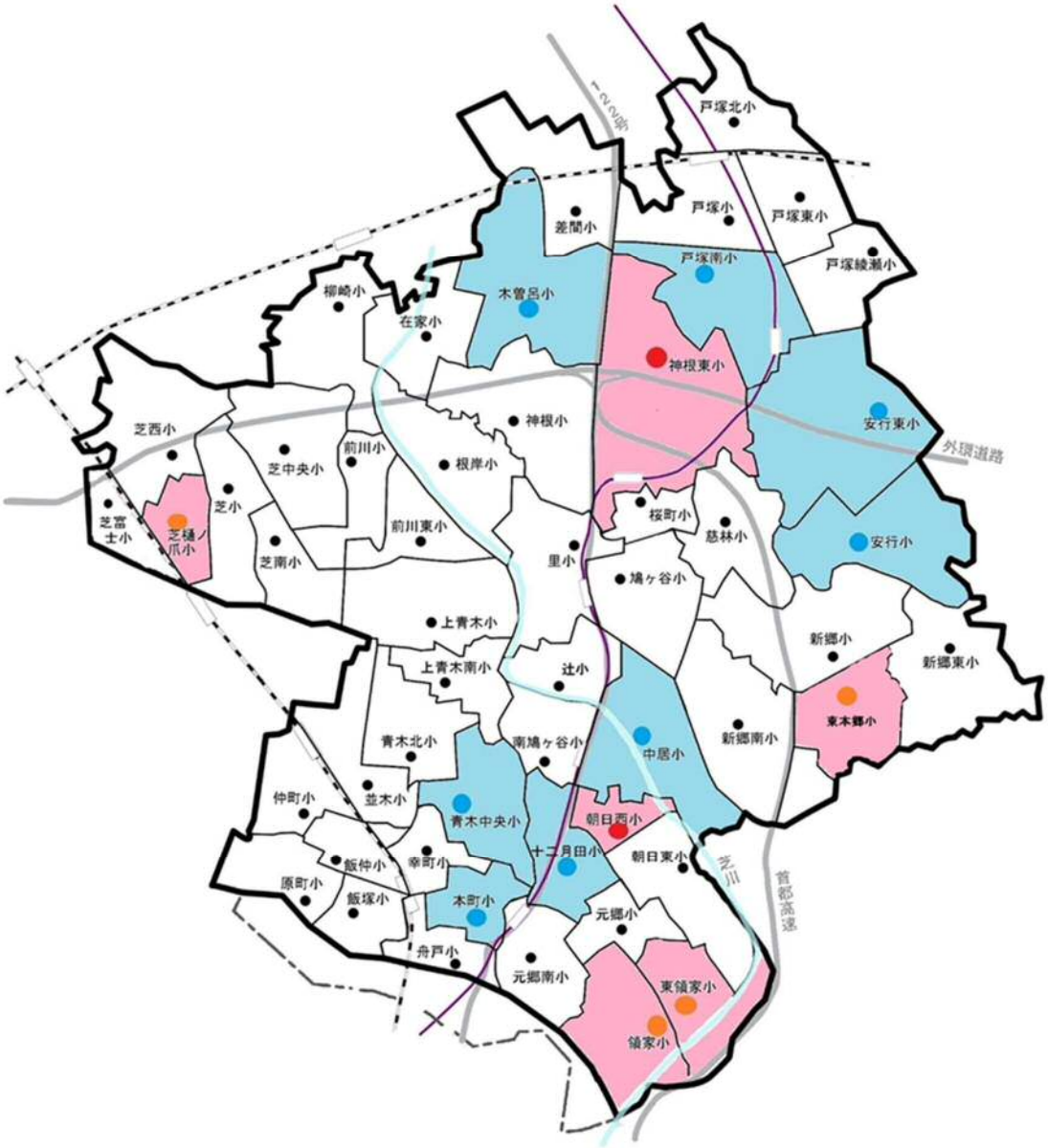

（２） 中学校

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	３１学級以上	０校	
大規模校	２５～３０学級	０校	
適正規模校	１２～２４学級	１８校	
●小規模校	７～１１学級	８校	仲町中、榛松中、小谷場中、芝西中 芝中、元郷中、芝東中、在家中
過小規模校	６学級以下	０校	

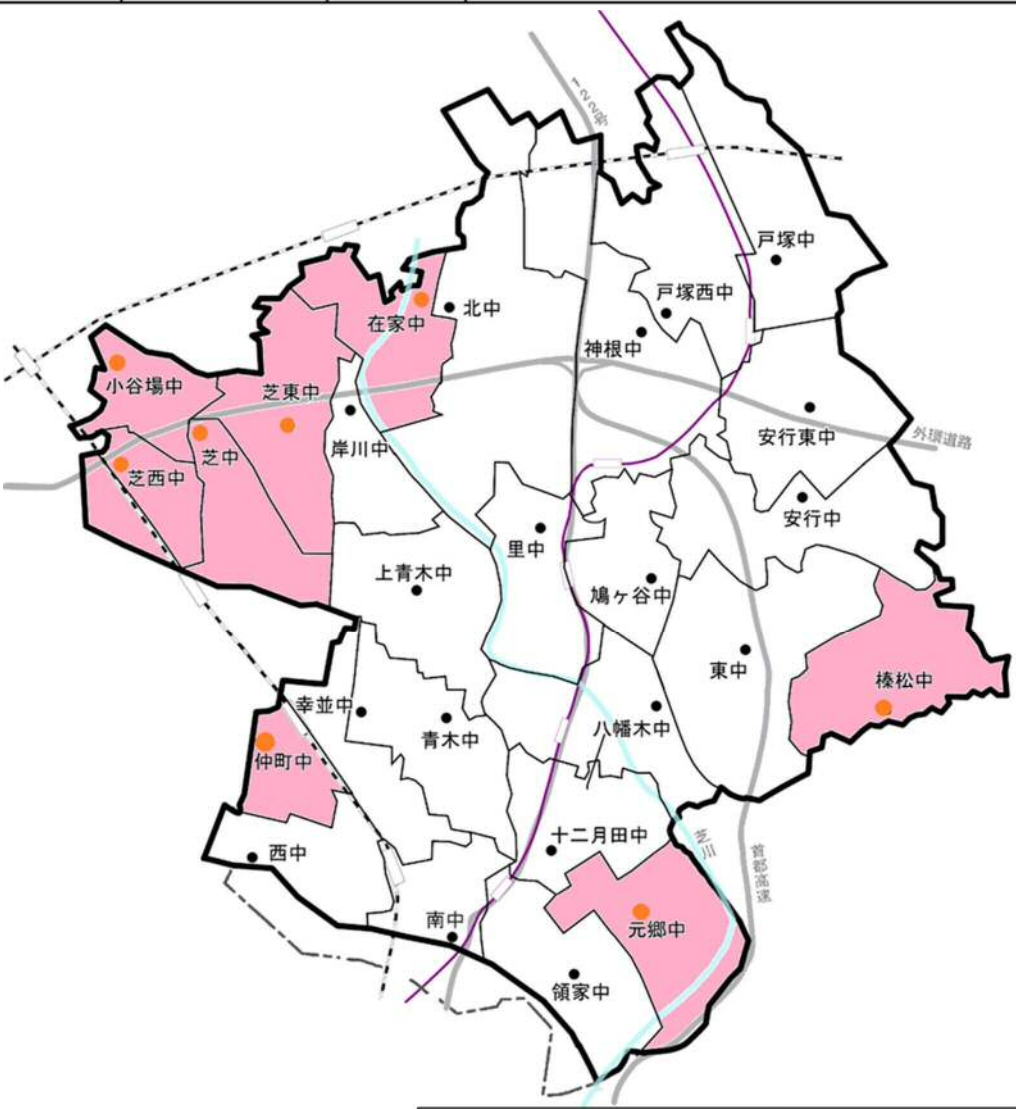

【参考】中学校で３５人学級が導入された場合の学校規模
（令和７年度と同人数の在籍を想定）

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	３１学級以上	０校	
大規模校	２５～３０学級	２校	青木中、戸塚西中
適正規模校	１２～２４学級	１８校	
小規模校	７～１１学級	６校	元郷中、仲町中、榛松中、小谷場中、 芝西中、在家中
過小規模校	６学級以下	０校	

市内総学級数　402学級（R7比　37学級増）
最大学級数　25学級　**最小学級数**　8学級
平均学級数　15.5学級

２　令和７年度　住所における基本学区

（１）　小学校

	小学校	校区中学校
中央地区	本町小	南中
	舟戸小	南中
	幸町小	幸並中
	並木小	幸並中
横曽根地区	飯塚小	西中
	原町小	西中
	飯仲小	西中　仲町中
	仲町小	仲町中
青木地区	青木北小	青木中
	青木中央小	青木中
	上青木小	上青木中
	上青木南小	上青木中
神根地区	神根東小	神根中
	差間小	神根中
	木曽呂小	神根中　北中
	根岸小	北中　在家中
	神根小	北中　在家中
	在家小	北中　在家中　芝東中

	小学校	校区中学校
南平地区	十二月田小	十二月田中
	朝日西小	十二月田中
	朝日東小	十二月田中 元郷中
	元郷小	元郷中
	東領家小	元郷中
	領家小	元郷中　領家中
	元郷南小	領家中
芝地区	芝小	芝中
	芝南小	芝中
	芝樋ノ爪小	芝西中
	芝富士小	芝西中
	芝西小	芝西中　小谷場中
芝前川地区	芝中央小	芝東中
	前川小	芝東中　岸川中
	柳崎小	芝東中　岸川中　在家中
	前川東小	岸川中　上青木中

	小学校	校区中学校
新郷地区	新郷小	東中
	新郷南小	東中
	東本郷小	東中　榛松中
	新郷東小	榛松中
鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷小	鳩ケ谷中
	桜町小	鳩ケ谷中
	中居小	八幡木中
	南鳩ヶ谷小	八幡木中
	辻小	里中
	里小	里中
安行地区	安行小	安行中　安行東中
	慈林小	安行中　安行東中
	安行東小	安行東中
戸塚地区	戸塚綾瀬小	戸塚中
	戸塚東小	戸塚中
	戸塚南小	戸塚中　戸塚西中
	戸塚北小	戸塚中　戸塚西中
	戸塚小	戸塚西中

※最大３つの中学校へ進学する小学校がある。

（２）　中学校

	中学校	校区内小学校
中央地区	南中	本町小　舟戸小
	幸並中	幸町小　並木小
横曽根地区	西中	飯塚小　原町小　飯仲小①
	仲町中	仲町小　飯仲小②
青木地区	青木中	青木北小　青木中央小
	上青木中	上青木小　上青木南小　前川東小②
神根地区	神根中	神根東小　差間小　木曽呂小①
	北中	神根小①　根岸小①　在家小①　木曽呂小②
	在家中	神根小②　根岸小②　在家小②　柳崎小③
南平地区	十二月田中	十二月田小　朝日西小　朝日東小①
	元郷中	元郷小　東領家小　領家小①　朝日東小②
	領家中	元郷南小　領家小②

	中学校	校区内小学校
芝地区	芝中	芝小　芝南小
	芝西中	芝富士小　芝樋ノ爪小　芝西小①
	小谷場中	芝西小②
芝前川地区	岸川中	前川小①　柳崎小①　前川東小①
	芝東中	芝中央小　前川小②　柳崎小②　在家小③
新郷地区	東中	新郷小　新郷南小　東本郷小①
	榛松中	新郷東小　東本郷小②
鳩ヶ谷地区	鳩ヶ谷中	鳩ヶ谷小　桜町小
	八幡木中	中居小　南鳩ヶ谷小
	里中	辻小　里小
安行地区	安行中	安行小①　慈林小①
	安行東中	安行東小　安行小②　慈林小②
戸塚地区	戸塚中	戸塚綾瀬小　戸塚東小　戸塚南小①　戸塚北小①
	戸塚西中	戸塚小　戸塚南小②　戸塚北小②

※最大４つの小学校から入学する中学校がある。

３　一貫型小学校・中学校及び義務教育学校の設置イメージ（例）

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		－	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		９年 （前期課程６年＋後期課程３年）	小学校６年、中学校３年	
組織・運営		１人の校長 １つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小・中における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	中学校併設型小学校と、小学校併設型小学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則、小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・９年間の教育目標の設定 ・９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準		１８学級以上２７学級以下	小学校、中学校それぞれ１２学級以上１８学級以下	
通学距離		おおむね６km以内	小学校はおおむね４km以内、中学校はおおむね６km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

小中一貫した教育課程の編成・実施に向けた手引き（文科省）より

※一貫型小学校・中学校と義務教育学校それぞれの利点を考慮し、地域の実態に応じて効果的な設置を検討する必要がある。

義務教育学校のイメージ　※公共施設等との複合化含む

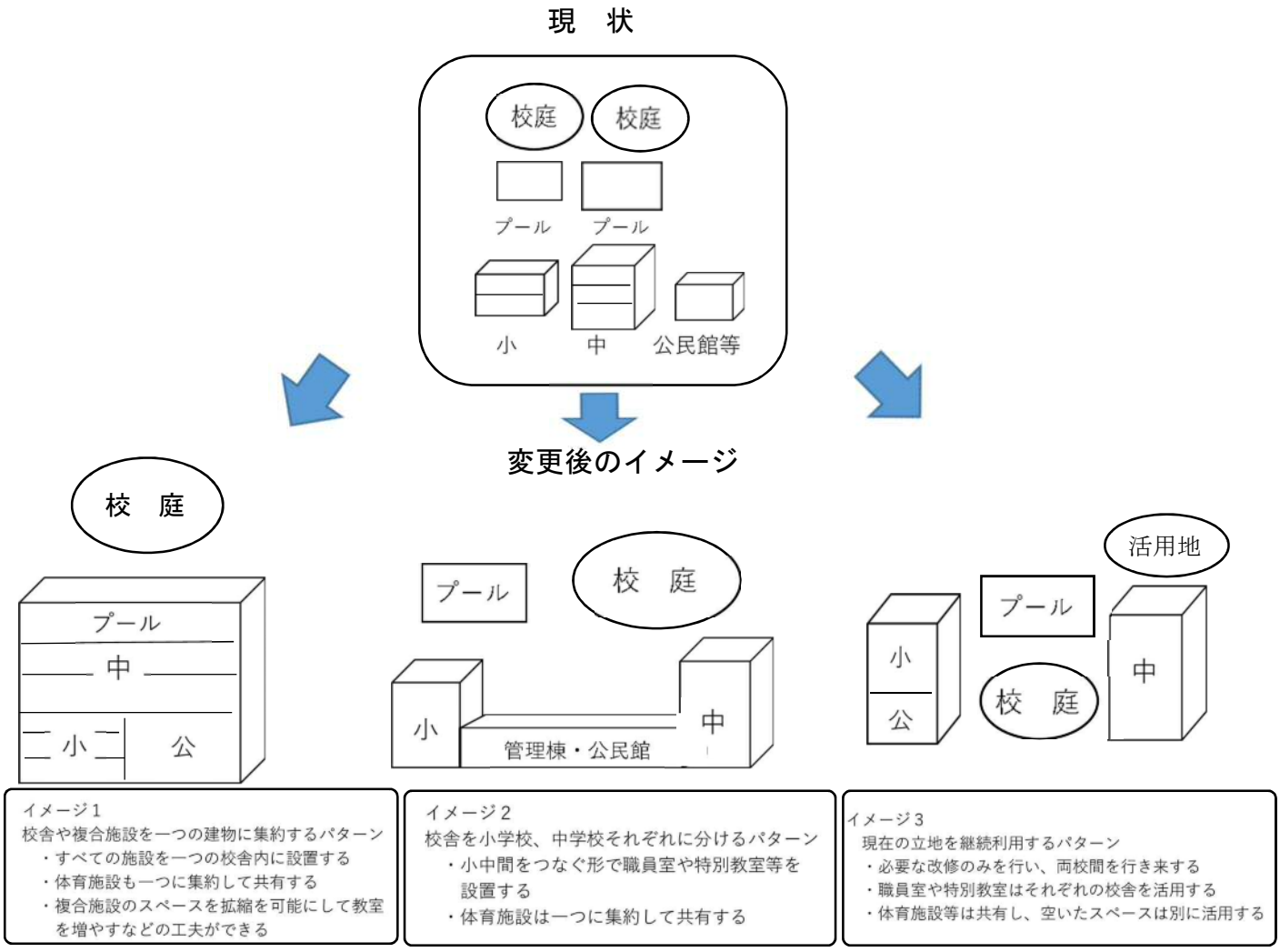

４　適正規模適正配置の対象となる学校（地域）のイメージ（例）

	検討地域	対象となる学校
第１期	前期 推進検討地域	・児童生徒数が学校の存置を検討する基準に達する学校 ・学校施設及び関連する公共施設の更新対象時期となる学校
第２期	中期 推進検討地域	・児童生徒数の推計上、将来的に適正化が必要となる学校
第３期	後期 推進検討地域	・推計上、児童生徒数が適正規模として推移しており、他の学校等との分離統合の必要性がない学校 ・学校施設の改修等が終了しているなど、直近に施設更新が予定されていない学校

	特別モデル推進地域
第１期 ～ 第２期	・本市の教育環境の充実に向けて事例対象となる学校 例：（いずれも仮称） 小中一貫教育推進モデル校、 体育施設等拠点モデル校　　等

小中学校適正規模適正配置基本方針
（改定版）

令和２年３月

川口市教育委員会

目　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　小中学校の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　適正規模・適正配置の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

（１）大規模校への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

（２）小規模校への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

①　小規模校の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

②　必要学級数の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　存置の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（１）存置の基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

（２）検討の進め方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５　各地区の学校規模の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１　はじめに

令和の時代を迎え、日本経済は雇用・所得環境の改善により、緩やかではあるが景気回復の兆しが見えてきた。しかし、かつてのような右肩上がりの経済成長を意識しながら長期展望を図る時代から、今後はかつて経験したことのないような少子･高齢化社会になる時代を迎えることが確実である。このことから、将来の日本を支える子どもの数は減少し、これまでの経済大国の地位も、揺ぎ始めている状況にある。

特に学校教育においては、児童生徒数が今後もさらに減少していくことを見据えたうえで、教育環境の維持向上をどのように進めていくべきかが課題となっていた。

そこで、平成２３年に市内小中学校の適正規模適正配置を検討し「川口市小中学校適正規模適正配置基本方針」を策定し、この基本方針に基づいて小中学校の適正規模適正配を進め、教育環境の維持向上に努めてきた。

また、本市においては「特色ある学校づくり」推進のため平成１５年より学校選択制のもと学校を指定してきた。しかしながら、平成２７年１２月に、文部科学省より「地域とともにある学校づくり」を推進していく方針が示されたことで、学校選択制の在り方について見直しが図られ、令和元年度入学生から学校選択制が廃止され、居住地域により定められた学区の学校へ通学する学区制に戻った事により、「川口市小中学校適正規模適正配置の基本方針」も改訂することとなった。

こうした状況のもと、「国立社会保障・人口問題研究所」による本市の将来人口を見ると、今後１０年間、総人口は、約１０％の増加が見込まれるが、０歳から１４歳の人口は、約５％減少することが見込まれている。

特に、昭和５０年代に約６万人を超えていた５歳から１４歳の人口は、令和２７年においては約４万５千人になると見込まれており、約２５％の減少となる。(表１参照)

その後、今後、本市の小中学校の状況については、都市開発等による人口増加地区と、地域社会が成熟され、今後人口増加が見込めない地区では、児童生徒数に大きな差が生じる状況が考えられる。

令和元年度現在、学年で１学級しか存在しない学校は、小学校で６校、中学校で０校である。特に極端な小規模校は、児童生徒の仲間関係が固定化し、自立心や社会性を養うことが難しく、また、中学校においては部活動の機会を提供しにくいなど、様々な問題が生じることが予想される。

一方、児童生徒数が増加した地区においては、学校の大規模化が進み、過密化による教室数の不足など施設設備等の問題も生じてくる。

今後は、今回改定されたこの基本方針に基づき、学校の適正規模、適正配置の取組を進めていくものとする。

本市における年少人口（就学人口）の推移予測　　（表１）

年　齢	R2	R7	R12	R17	R22	R27
0歳～ 4歳	24,353	23,113	23,308	23,399	23,081	22,492
5歳～ 9歳	24,210	23,874	22,648	22,808	22,872	22,541
10歳～14歳	25,065	24,391	24,036	22,792	22,933	22,980
計	73,628	71,378	69,992	68,999	68,886	68,013
全体人口	589,253	594,768	596,282	595,017	591,906	587,179

「国立社会保障・人口問題研究所」人口統計より引用

２　小中学校の現況

小中学校の児童生徒数、学級数の推移

本市における６歳から１５歳までの児童生徒数は、平成元年度から年々減少してきたものの、小学校では平成１０年度を、また中学校では平成１６年度を境に緩やかに上昇している。

平成２３年鳩ヶ谷市と合併したことにより、平成２４年度には小学校で３万人を、中学校で１万４千人達し、その後ほぼ同程度で推移している。

令和の時代に入り、小学校では３万人前後で、大きな変化はないものの、中学校では令和元年から令和４年にかけて約２千人の上昇が見込まれ、その後は１万５千人前後で推移していくことが予想される。(表２参照)

近年、小学校においては、少子化とともに小規模化する学校が目立つようになり、令和元年度現在、小学校５２校の平均学級数は１８学級であり、１１学級以下の学校が６校存在する。逆に３１学級を越えるか大規模校については、令和２年度以降に１校が該当する推移になっている。

また、中学校の学級数は、平成元年度には３１学級以上の学校が１校あり、１学年１０学級以上の学校もあったが、平成８年度に戸塚西中学校を開校した。しかし、ここ数年、戸塚安行地区を中心に都市開発が進んでいる一部地域においては、人口の増加も緩やかに進み、２５学級を越える学校も存在することになる。

現在の中学校２６校の平均学級数は１４学級であり、１１学級以下の学校は８校である。そのうち、８学級の学校が２校存在するが、今後の推移としては、６学級以下になる見通しはない。(表３参照)

令和３年度に川口市立高等学校附属中学校が開校するが、各学年２学級の編制となり令和５年度には３学年で６学級となる。

市立小中学校児童・生徒数の推移（予測）

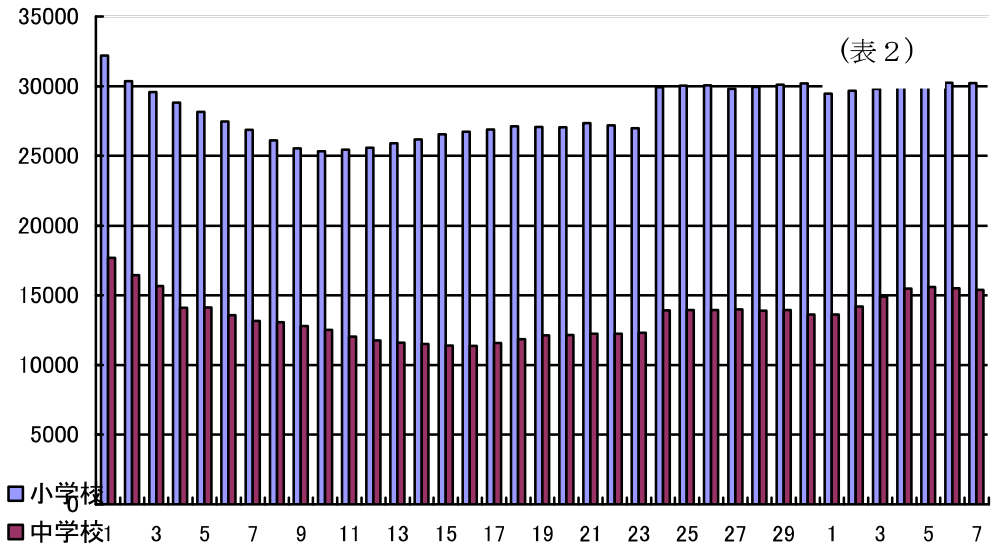

※「川口市の統計情報の住民基本台帳」により算出　各年５月１日現在

市立小中学校の学級数の推移

年度	小学校						中学校					
	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上	計
H1	0	1	34	7	2	44	0	2	16	4	1	23
H5	0	1	36	8	0	45	0	2	19	1	1	23
H10	1	2	42	2	0	47	0	4	20	0	0	24
H15	2	1	38	6	0	47	0	4	20	0	0	24
H20	1	3	36	7	0	47	3	4	17	0	0	24
H25	0	6	37	9	0	52	1	2	21	2	0	26
H30	0	5	38	9	0	52	0	4	21	1	0	26
R1	1	3	37	11	0	52	0	3	22	1	0	26
R2	0	6	37	8	1	52	0	6	19	1	0	26
R3	0	8	37	6	1	52	(1)0	6	19	1	0	27
R4	0	8	36	6	2	52	(1)0	4	21	1	0	27
R5	0	9	36	6	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R6	1	8	34	8	1	52	(1)0	3	22	1	0	27
R7	1	8	36	5	2	52	(1)0	3	21	2	0	27

※（　）は**令和３年度開校の**川口市立高等学校附属中学校

３　適正規模・適正配置の考え方

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであり、適正な学校規模を整えることで高められるものと考える。

小中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により１２～１８学級の基準が示されており、これが一つの目安となっている。本市においても、この基準を踏まえ、平成１９年度に教育局内に設置された「小中学校の適正配置等検討委員会」において規模の分類を行い、１２～２４学級を適正規模と位置付けている。

（表４参照）

現在、本市においても少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況がみられることから、大規模校、小規模校への対応に関し、適正規模化に向けた対応を図る必要がある。

なお、川口市立高等学校附属中学校については、学級数を定めた募集による学校であるため適正規模・適正配置の考え方には含まれない。

『川口市の小・中学校規模の分類』　　（表４）

区分	小学校	中学校
過大規模校	３１学級以上	３１学級以上
大規模校	２５～３０学級	２５～３０学級
適正規模校	１２～２４学級	１２～２４学級
小規模校	７～１１学級	７～１１学級
過小規模校	６学級以下	６学級以下

（１）大規模校への対応

都市開発等の影響から児童生徒数が増加し、大規模校となっている学校については、施設の老朽化に伴う建替や増築により改善を図るとともに、指定校変更要件の弾力的な運用をしていくことも必要である。

また、現在児童生徒数の増加が見込まれる地域においては、将来的には逓減していくことが予想されることから、基本的には新たな学校建設は実施せず、現存の施設活用により対応を図っていく。

（２）小規模校への対応

今後の市内の人口動態を見通していくと、少子化等により小規模校がさらに増加していくことが予想される。後述するとおり、小規模校には小規模校のメリットがあり、その特色を生かしたきめ細やかな教育の推進が期待できる。しかしながら、さらに小規模校化が進み、過小規模校へ移行していくとなるとデメリットが大きくなり、教育環境の悪化が懸念されてくる。

このことから、極端な小規模校化を解消していくため、必要学級数の基準を示し、適正規模へ改善する検討を行うとともに、さらに基準を下回った場合は統廃合を含めた検討を進めていく。

①　小規模校の課題

小規模校における学校教育へ及ぼす影響は、メリット、デメリットの両面があるものの、下記に示すように、極端な小規模化は、本来学校教育において学ぶべき社会性の育成や、互いに学びあい切磋琢磨する意識の醸成が難しくなるなど多くの問題がある。(表５参照)

(表５)

	メリット	デメリット
児童生徒の面	・家族的な雰囲気の中での学校生活が送れる。 ・行事や当番、授業において出番が多く、いろいろな経験ができ、存在感が持てる。 ・個々の児童生徒にきめ細やかな学習指導を行うことができる。	・仲間関係が固定的になり、友達関係が崩れた場合、クラス替えできず、改善が困難になる。また、仲間関係が、序列化しやすく、６年間続く恐れがある。 ・異年齢交流も固定しがちになり、友達づくりの広がりがない。 ・男女の数が極端に偏ることがある。 ・学級間の対抗がないことから、切磋琢磨する機会が減る。 ・教師に依存する傾向が強くなりやすく、自立心や社会性が育ちにくい。
教師の面	・全校児童生徒の顔と名前が覚えられ、どの子にも声かけができ、親近感が沸く。	・学年で担任が１人のために、相談相手がなく、教材研究や指導方法が独断になりやすい。 ・１人で何役もの校務分掌を受け持ち、担当業務の充実が図れず、また、出張や研修の調整が難しい。

② 必要学級数の考え方

小規模校は、子どもたちひとり一人にきめ細やかな指導ができるなどメリットがあるが、学校における教育効果は、一定規模の集団で学び、様々な経験や多くの教員による指導によって得られるものと考える。特に、1学年1学級はクラス替えができないなどのマイナス面があり、児童生徒間の切磋琢磨やクラスにおける団結心の醸成、集団生活による社会性の育成等において課題があり、1学年2学級以上の確保が望ましい。

【小学校】

小学校では、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、集団生活に慣れ、多くの友だちを作り、多様な意見などに接する機会をつくり社会性を育成する。また、指導体制においても、基礎学力を身につけるために、多くの教職員から多様な指導を受ける環境を確保することが大切である。このことを考えると、小学校では通常6年間で複数回のクラス替えが行われ、多様な集団を経験することにより、社会性を身につけることができることから、1学年に複数学級を確保することが必要である。

また、学校は、小規模校であったとしても、学校運営において教職員が行わなければならない業務に大きな差異はない。このため、学校が小規模化することで、教職員数が減少すると、一人の教職員の負担が増えるとともに、就学間もない児童を抱える小学校においては、登下校時や緊急時の対応に支障が生じる可能性がある。

【中学校】

中学校は、教科担任制であるため、9教科に１０名の担当教員（技術・家庭各１名）が必要となる。さらに授業の充実、学力の向上を考えると、国語、数学、理科、社会、英語の５教科については、さらに１名ないし２名の増を確保すべきと考える。よって校長、教頭を加え、１７名～２２名の教職員の配置が望ましく、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準を考えると９学級から１３学級が望ましい。

(表６参照)

「平成３１年度埼玉県市町村中学校教職員配当基準表（抜粋）」（表６）

学級数	校長・教員	養護教員	事務職員
1	5		
2	8		
3	9	1	
4	１０	1	1
5	１１	1	1
6	１２	1	1
7	１４	1	1
8	１５	1	1
9	１７	1	1
１０	１８	1	1
１１	１９	1	1
１２	２０	1	1
１３	２２	1	1
１４	２３	1	1
１５	２４	1	1
１６	２６	1	1
１７	２７	1	1
１８	２９	1	1
１９	３１	1	1
２０	３２	1	1
２１	３４	1	2
２２	３５	1	2
２３	３７	1	2
２４	３８	1	2
２５	３９	1	2

４　存置の考え方

（１） 存置の基準について

現在、本市においては、少子化等の影響から、極端に児童生徒数が減少してきている学校も一部にあり、学校運営上、支障が生じる場合も考えられる。このことから、学区における人口動態や地域の状況等を踏まえたうえで、統廃合の計画を進め、一定の児童生徒数を確保することも必要である。

そこで、統廃合を検討する上での小中学校の存置の基準について考え方を示すものとする。

ただし、基準を示す上においては、まず、全て小中学校の各学年において複数学級が確保されること、特に中学校においては、教科担任が確保されること、活力のある部活動が実施できることを前提とする。

また、統廃合を検討する上において、今後の長期的な児童生徒数の推移を見極め判断していくことが大きな要素となる。

【小学校】

埼玉県市町村立小・中学校学級編制基準に基づき、（学級編制の特例によらない場合）、第１学年が３６人、第２学年から第６学年までが４１人で複数学級となる。このことから、全児童数２４１人が、全学年において複数学級を確保するための最低規模となる。

したがって、この人数を下回った場合には、単学級となる学年が出るため、今後の児童数の推移を見極めていく必要がある。

一方、第１学年は３６人で、それ以外の学年は４１人で２学級となるということは、最低規模として第１学年が１８人学級、それ以外の学年は２０人学級の設置が見込まれる。この人数が教育環境の最低児童数とすると、６学年すべて単学級とした場合、全体児童数は１１８人となり、この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

小学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。

【適正規模に改善するための検討を開始する基準】
○全児童数がおよそ２００人程度を下まわる場合
（複数学級を確保するための最低規模を下まわる）
【学校の存置を検討する基準】
○全ての学年が単学級になった場合もしくは予想される場合
○全児童数が１００人程度を下まわった場合もしくは予想される場合

【中学校】

中学校は教科担任制であるため、安定した学校運営を図っていくためには、教員は、９教科１０名、時数上必要な教科の増員分、さらに校長、教頭を含め、最低１７名必要で、その人数を確保するためには、県の教職員の配当基準から、全校で９学級の配置が最低規模となり、１学年当たり３学級が必要となる。

したがって、１学年で３学級を確保するための最低規模の人数は８１人で、３学年すべて８１人とした場合、全生徒数は、２４３人となる。この人数が、全校において９学級を確保するための最低規模となる。　また、９学級すべてを学級編制上限の４０人とした場合（学級編制の特例によらない場合）は、全生徒数は３６０人となる。よって、９学級が確保できる生徒数は２４３人～３６０人となるが、早い段階から適正規模に改善するための検討を開始した方がよいとする考えから、３００人程度を検討開始の基準とする。

このため、小学校同様、この人数を下回った場合や、全校で４学級以下の場合、校長を除いた教員定数が９人以下となるため、各教科の教員配置が困難であり、したがって５学級が最低基準となる。５学級を３学年に分けた場合、２学級、２学級、１学級となり、４１人、４１人、４０人で全生徒数１２２人が最低規模となる。

この人数を下回った場合においては、以下の基準に基づき学校の存置について、統廃合の検討を行うものとする。

<u>中学校の最低規模の確保と存置については次を基準とする。</u>

【適正規模に改善するための検討を開始する基準】
○全生徒数がおよそ３００人程度を下まわる場合
（全校で９学級を確保するための基準を下まわる）
【学校の存置を検討する基準】
○全校の学級数が４学級以下になった場合もしくは予想される場合
○全生徒数が１００人程度を下回った場合もしくは予想される場合

（２） 検討の進め方について

① 「適正規模に改善するための検討を開始する基準」に達した場合は、「○○小（中）適正規模・適正配置検討会議（仮称）」を設置し、学校、保護者、ＰＴＡ、地域、教育委員会が連携協力し、様々な具体的方策を検討協議しながら、一定期間、児童生徒数の推移について見守っていく。

② 「学校の存置を検討する基準」に達した場合は、「統廃合検討委員会」を設置する。検討委員会では、該当校の適正配置実施計画を立て、保護者、地域住民に説明を行なうとともに、関係者の意見を考慮しながら学校の存置について検討していくものとする。

「統廃合検討委員会」の設置要綱については、教育委員会が別に定める。

参考　　現在の学校規模の状況

４０人学級を基本とする学級編制において、先に示した「川口市小中学校規模の分類」に照らし、令和元年度における各地域の学校規模の状況を見てみると、都市開発により新たな住宅が建設された地区と少子化が進む地区とにおいて、児童生徒数の偏りが生じている。

小学校においては、南平地区、安行地区、戸塚地区で大規模校の学校が２校以上存在し、そのうち安行地区においては、学校数に対して学齢児童数の割合が大きい。

また、南平地区においては、大規模校と小規模校さらには、過少規模校が存在する状況となっており、一部地域での都市開発による人口増の影響が考えられる。

中学校においては、戸塚地区の学校１校が大規模校となっており、学校数に対する学齢生徒数の割合が大きい状況となっている。小規模校はいくつか存在しているが、過小規模校はない。

【小学校】　　（令和元年５月１日現在）

地　区	在籍者	1校平均在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	2,715	679	4		1	3		
横曽根地区	2,058	515	4			4		
青木地区	3,178	636	5		1	4		
南平地区	3,385	484	7		2	3	1	1
神根地区	3,048	508	6		1	4	1	
新郷地区	2,435	609	4			4		
芝地区	3,710	464	8			7	1	
安行地区	2,466	822	3		2	1		
戸塚地区	3,344	669	5		2	3		
鳩ヶ谷地区	3,616	553	6		1	5		
合　計	29,955	576	52	0	10	38	3	1

【中学校】

地　区	在籍者	1校平均在籍者	学校数	過大	大規模	適正	小規模	過小
中央地区	1,164	582	2			2		
横曽根地区	838	419	2			1	1	
青木地区	1,728	576	3			3		
南平地区	1,552	517	3			1	2	
神根地区	1,587	529	3			3		
新郷地区	895	448	2			1	1	
芝地区	1,517	379	4			3	1	
安行地区	1,111	556	2			1	1	
戸塚地区	1,688	844	2		1	1		
鳩ヶ谷地区	1,608	536	3			3		
合　計	13,688	526	26	0	1	19	6	0